初 閣 議 及 び 閣 僚 懇 談 会 議 事 録

開催日時：令和８年９月１７日（木）　　１９：５２～２０：０６

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出 席 者：高　市　早　苗　内閣総理大臣
藤　井　比早之　国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
山　下　貴　司　国務大臣（法務大臣、内閣府特命担当大臣）
茂　木　敏　充　国務大臣（外務大臣）
片　山　さつき　国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
関　　芳　弘　国務大臣（文部科学大臣）
上　野　賢一郎　国務大臣（厚生労働大臣）
簗　　和　生　国務大臣（農林水産大臣）
赤　澤　亮　正　国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
井　林　辰　憲　国務大臣（国土交通大臣）
笹　川　博　義　国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小　泉　進次郎　国務大臣（防衛大臣）
木　原　　稔　国務大臣（内閣官房長官）
古　川　俊　治　国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
細　野　豪　志　国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
葉　梨　康　弘　国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
中　司　　宏　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
城　内　　実　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小野田　紀　美　国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：尾　﨑　正　直　内閣官房副長官
中　西　祐　介　内閣官房副長官
露　木　康　浩　内閣官房副長官
岩　尾　信　行　内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。
〇一般案件　　１件
〇人事　　１件
いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

尾﨑副長官、中西副長官、露木副長官及び岩尾法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、第２次高市改造内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○高市内閣総理大臣：世界各国の大規模かつ長期的な財政支出を伴う産業政策の展開や、高付加価値な産業や人材を奪い合う国家間の競争激化など、国内外を取り巻く情勢や時代の趨勢を正面から捉え、成長力を高めながら中長期的な財政の持続可能性も確保する「責任ある積極財政」により、「強い経済」を実現する。

世界が直面する課題に向き合い、法の支配など基本的価値の共通基盤の上に諸外国と一致して対応する「力強い日本外交」を展開する。

国民の皆様とお約束した「政権公約」を実現するために全力を尽くし、日本の未来を切り拓く。

そのため、内閣の総力を挙げて、以下の政策を推し進める。

まず、「「責任ある積極財政」の考え方に基づく経済財政運営」。

政府が一歩前に出て、官民連携の下、「日本成長戦略」の１７の戦略分野を中心とした大胆かつ戦略的な「危機管理投資」、「成長投資」を推進するとともに、「地域未来戦略」の３類型に基づく産業クラスター計画を進めることで、日本列島の隅々まで力強い経済成長を実現する。

我が国の潜在成長率を高め、雇用と所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税収が自然増に向かう、ＧＤＰ拡大の下での好循環を実現させることで、債務残高対ＧＤＰ比を安定的に引き下げ、日本経済の力強い成長と財政の持続可能性を両立させる。

中東情勢等を注視し、国民の皆様が直面している物価高への対応を最優先課題として取り組む。

加えて、物価高や税・社会保険料負担で苦しむ中低所得者の負担を軽減するとともに、人口減少・少子化を乗り切り、ライフステージごとの課題に対する支援を充実させるべく、社会保障国民会議における議論を踏まえ、飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入を含む税と社会保障の一体改革に取り組む。

供給力の強化に向けて、内需の拡大とともに、外需の拡大が重要であることから、外国のカウンターパート（閣僚）との会談では、相手国市場のニーズを把握するとともに、日本産品の導入を働きかけ、その内容を内閣全体で共有する。

次に、「国民の命と暮らしを守る」。

地震・豪雨などの自然災害への対応を盤石なものとし、また、東日本大震災、熊本地震をはじめとする大規模災害からの復興にも全力を尽くす。

テロ、感染症など、国家的な危機が生じた場合、国民の皆様の生命と財産を守ることを第一に、政府一体となって、機動的かつ柔軟に全力で対処する。

特殊詐欺への対応など被害実態に即した対策を講ずることによる治安・安全の確保、問題ある行為には毅然と対応することによる「外国人との秩序ある共生社会」の実現、人口減少への対応などの対策の具体化を進める。

経済安全保障担当大臣を中心に、不断にサプライチェーン調査を実施し、為替変動や経済的威圧にも強い経済構造を構築する。

デジタル大臣を中心に、担当府省庁はもとより、地方公共団体、関係団体や事業者と連携し、サイバーセキュリティ対策・訓練の強化を行う。

３つ目に、「外交力と防衛力の強化」。

不確実性・不安定性が高まる世界情勢の下で求められる「力強い日本外交」の維持・強化のため、日米同盟を基軸とし、「自由で開かれたインド太平洋」を我が国のイニシアティブにより進化させていくとともに、同志国やグローバルサウス諸国との多角的な連携を強化・拡大する。

北朝鮮による拉致被害者の早期帰国に向けて取り組む。

対外情報機能の充実や外国による不当な干渉防止など、国家情報会議を司令塔とする政府のインテリジェンス機能の強化、インテリジェンスを活用した経済安全保障政策の推進、防衛生産基盤の強化をはじめとする防衛力の抜本的強化のための「戦略３文書」の見直しを進める。

むすびに、「政策広報の充実」。

国民の皆様に、内閣の施策を十分に御理解いただき、活用していただけるよう、新しい法制度や検討中の施策について、分かりやすく発信する。

以上、よろしくお願いいたします。

○木原国務大臣：次に、内閣総理大臣の臨時代理は、お手元の資料のとおりとなりますので、指定された大臣は、対応に万全を期すようお願いいたします。

次に、私から「閣議等の議事の公表等」について、申し上げます。閣議や閣僚懇談会の案件で公表すべきものについては、閣議後の会見で私から統一的に公表しますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んで下さい。閣議等の案件の中には、不公表扱いとするものがあります。これらについては、閣議等に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。閣議等の議事の記録については、平成２６年３月２８日の閣議決定に基づき、私の指示の下、内閣官房において議事録を作成し、閣議等から概ね３週間後に官邸ホームページに掲載することにより、公表することとしております。議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますようお願いいたします。

次に、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。また、大臣補佐官の任命については、お手元の資料の方針で進めたいと考えております。大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますようお願いいたします。なお、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成２６年５月２７日の閣議決定により定められておりますので、十分に御留意願います。

次に、「国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範」が令和８年１月２０日に改正され、就任前に対価の支払が行われたものを除き、在任中の政治資金パーティーを自粛する旨が規定されております。このほか、内容はお手元の資料のとおりとなりますので、この規範を必ずお読みいただき、政治と行政への国民の信頼を確保するため、これを遵守されるようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」については、令和３年１０月４日の閣僚懇談会において、お手元の資料のとおり申し合わせがなされております。「政」と「官」の適正な役割分担と協力関係を目指し、各府省の具体的な対応は、この方針を踏まえ、各大臣の判断と指示の下に行うものとしておりますので、政・官関係の適正確保に指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。１点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。２点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。３点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について申し上げます。国務大臣は、宮中において、天皇陛下にその所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会がありますが、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどがないよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。記者会見やテレビへの出演、マスコミからの取材、各種講演などで対外的発言をされたり、ＳＮＳなどにより対外的発信をするに当たっては、常に高市内閣の一員としての発信となることに留意するとともに、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意願います。また、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められておりますので、各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、人事案件について、尾﨑副長官から御説明申し上げます。

○尾﨑内閣官房副長官：人事案件について、申し上げます。衆議院議員若宮健嗣外２名を内閣総理大臣補佐官に任命し、内閣総理大臣補佐官尾上定正外３名を願いに依り免ずることについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

○木原国務大臣：これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

［ 別　添 ］

初 閣 議 案 件　（令和８年９月17日）（ 木 ）

◎一般案件

資料あり　○基本方針（決定）　（内閣官房）

◎人　事

資料あり　○若宮健嗣外２名を内閣総理大臣補佐官に任命し、内閣総理大臣補佐官尾上定正外３名を願に依り免ずることについて（決定）

〔○署名あり　☆署名なし〕